

日発健公告 22-1
令和 4 年 4 月 1 日

日本発条健康保健組合
理事長 杉山 徹



組合同約新旧条文対照表

組合同約の一部を下記の通り変更する。

新	旧
<p>(標準報酬)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 <u>法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。</u></p>	<p>(標準報酬)</p> <p>第42条 略</p> <p>2. <u>法第47条第1項第2号の規定に基づく法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める標準報酬月額とする。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬額の算定については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、<u>令和3年10月1日</u>から施行する。</p> <p><新規></p>